

○防衛省告示第百六十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用の条件変更及び追加提供が令和二年八月五日次のとおり決定された。

令和二年八月七日

防衛大臣 河野 太郎

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
二〇六四	岩手岩手山中演習場	滝沢市	国有	土地…約七、八〇〇平方メートル	
二〇六九	神町大高根演習場	東根市	国有	土地…約一、五〇〇平方メートル	

◎共同使用の条件変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
------	-----	------	------	---	---

三〇一三	横田飛行場	福生市		航空自衛隊航空総隊司令部庁舎の一部に	
------	-------	-----	--	--------------------	--

米軍専用施設を設置することとなったため、共同使用の条件を変更する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘	要
------	-----	------	------	---	---

二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	建物…約六五〇平方メートル	
------	-------	-----	----	---------------	--

工作物…門等

検査所等として追加提供する。

三〇〇四	赤坂プレス・センタ	東京都港区	国有	建物…約五〇平方メートル	
------	-----------	-------	----	--------------	--

工作物・門等

守衛所等として追加提供する。